

各民間保育所設置者・施設長様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第1課長

令和6年度保育体制強化事業補助金に係る講習会等の実施について（通知）

日頃から、本市の保育行政に御協力いただき誠にありがとうございます。
標記の件について、次のとおり取り扱うこととしますので、通知いたします。

1 講習会等について

(1) 修了要件

保育支援者における補助要件の1つである市が認める交通安全に関する講習会等の修了につきましては、令和6年度は、以下の全てを満たす必要があります。

- ① 本市が動画配信により実施する講習会を保育支援者が視聴すること
- ② ①の実施後、園内討議を実施すること
- ③ ①及び②の実施後、別紙『川崎市交通安全に関する講習会受講報告書』（以下「受講報告書」という。）を市に提出し、『受講証明書』の発行を受けること

保育支援者については、原則、講習会等の受講が必要となりますが、前年度に講習会等を受講し、受講証明書の発行を受けているものに限り、当年度の受講を省略できるものとします。なお、受講を省略する場合においても、上記③の受講報告書の提出を求めるものとし、必ず受講証明書の発行を受ける必要があります。

また、前年度に受講していることを確認するため、令和5年度中に発行された受講証明書の写しを併せて添付ください。なお、受講証明書中「省略」と記載されている項目は、令和5年度は未受講のものとなるためご注意ください。

【参考】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パターン1（R6～配置）	受講なし	受講なし	動画・討議の受講必須
パターン2（R5～配置）	受講なし	動画・討議	省略可
パターン3（R4～配置）	動画・討議	省略	動画・討議の受講必須
パターン4（R4～配置）	動画・討議	動画・討議	省略可
パターン5（R3～配置）	動画を省略 討議のみ受講 (動画はR3に受講)	一部省略 (動画もしくは 討議のみ受講)	動画・討議の受講必須

(2) 受講方法等

ア 動画による視聴

資料1「園外活動に伴う交通安全行動」<https://youtu.be/FTPw1qDO-sc>

「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）の内容を踏まえ、神奈川県警察本部が作成した動画です。

資料2「園外活動時の園児の安全確保」<https://youtu.be/xviZwIO7nk>

「川崎市保育園園外保育及び散歩マニュアル」の内容を踏まえ、市が作成した動画です。園外活動を安全安心に実施できるよう御活用ください。

<注意事項>

本動画は、神奈川県警察本部の協力を得て、市内民間保育所の職員向けに作成したものですので、園内のみで視聴していただきますようお願いいたします。

なお、本動画は園外活動を行う上で大切な内容を数多く含む形で作成しておりますので、補助金の申請を行わない施設においても、是非視聴してください。

イ 園内討議

実施期間は、令和6年8月16日（金）～令和6年11月29日（金）となります。

各区に事前に申込をしていただき、日程調整の上、期限までに園内討議を実施してください（園内討議当日は、保育総合支援担当等の職員が同席します）。

※本日より、申込み可能となりますので随時、お申込みください。

管区	窓口	電話番号
川崎区	保育・子育て総合支援センター	044-201-3319
幸区	保育総合支援担当	044-556-6732
中原区	保育・子育て総合支援センター	044-744-3183
高津区	保育総合支援担当	044-861-3373
宮前区	保育・子育て総合支援センター	044-856-3301
多摩区	保育総合支援担当	044-935-3177
麻生区	保育総合支援担当	044-965-5226

2 受講報告及び受講証明について

講習会等の受講後、令和6年12月27日（金）までに添付の受講報告書を必ず御提出ください。受講報告書の内容を確認し、受講証明書を発行いたします。

なお、今年度、講習会等受講の省略が可能となる場合においても、受講報告書を一部記入の上、提出が必要となりますので御注意ください。

本事業の実績報告に当たっては、保育支援者それぞれの『受講証明書』が必要となりますので、速やかに手続をしていただきますようお願いいたします。

3 添付書類

『令和6年度 川崎市交通安全に関する講習会等受講報告書』

（給付・指導担当）

電話 044-200-2662

電子メール 45hoiku@city.kawasaki.jp